

第三次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画に基づく施策の実施状況等【概要版】

目標・実施計画等	具体的な取組み・実施状況等(平成 29 年度)																														
基本目標 1 : 就業支援																															
【就業あっせん】																															
<p>①母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進 (P.2～P.4)</p> <p>・就業と子育ての両立を図るため、就業支援や日常生活支援を組み合わせたワンストップによる就業・自立支援センター事業を展開するとともに、大阪マザーズハローワークや地域就労支援事業と連携して、身近な地域での相談体制の整備や雇用の確保、職場への定着など就業による自立に向けた支援の充実を図る。</p> <p>・全国のハローワークが保有する求人情報をオンラインで結び、速やかに情報提供するとともに、就業支援バンクを設置し、求職者の情報を集約することにより、求人があった時にリアルタイムで仕事の紹介ができるように、就業・自立支援センターの無料職業紹介所としての機能を強化する。</p>	<p>・ひとり親家庭の親等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就職情報の提供など、一貫した就業支援サービスの提供を行い、就業に関する相談等に応じる母子・父子自立支援員の知識や技能向上を図るための研修会を実施した。</p> <p>・ハローワーク求人情報のオンライン利用により、求職者のニーズにマッチした就業支援を行った。</p> <p>■就業相談事業の状況 ※政令・中核市除く</p> <table border="1" data-bbox="1246 640 2047 871"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H 2 8</th> <th>H 2 9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">相談者数</td> <td>合計</td> <td>585 人</td> <td>466 人</td> </tr> <tr> <td>来 所</td> <td>344 人</td> <td>301 人</td> </tr> <tr> <td>電 話</td> <td>241 人</td> <td>165 人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">就職者数</td> <td>76 人</td> <td>71 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>■一般市等就業・自立支援センター事業の状況</p> <table border="1" data-bbox="2092 640 2864 871"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H 2 8</th> <th>H 2 9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施市町数</td> <td></td> <td>5 市</td> <td>4 市</td> </tr> <tr> <td>就業支援講習会の実施内容</td> <td></td> <td>パソコン・介護職員初任者研修・医療事務</td> <td>パソコン、介護職員初任者研修</td> </tr> </tbody> </table>			H 2 8	H 2 9	相談者数	合計	585 人	466 人	来 所	344 人	301 人	電 話	241 人	165 人	就職者数		76 人	71 人			H 2 8	H 2 9	実施市町数		5 市	4 市	就業支援講習会の実施内容		パソコン・介護職員初任者研修・医療事務	パソコン、介護職員初任者研修
		H 2 8	H 2 9																												
相談者数	合計	585 人	466 人																												
	来 所	344 人	301 人																												
	電 話	241 人	165 人																												
就職者数		76 人	71 人																												
		H 2 8	H 2 9																												
実施市町数		5 市	4 市																												
就業支援講習会の実施内容		パソコン・介護職員初任者研修・医療事務	パソコン、介護職員初任者研修																												
<p>②母子・父子自立支援プログラム策定事業と生活保護受給者等就労自立促進事業等との連携 (P.4～P.5)</p> <p>・母子・父子自立支援プログラム策定事業と生活保護受給者等就労自立促進事業等の連携を図り、一般市及び郡部を所管する子ども家庭センターにおける身近な地域での就労支援を促進する。</p>	<p>・福祉事務所等に配置された母子・父子自立支援プログラム策定員が、児童扶養手当受給者に対し、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組み等について状況把握を行い、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、ハローワークに配置された就職支援ナビゲーターとの連携により、きめ細かで継続的な自立・就労支援を実施した。</p> <p>■母子・父子自立支援プログラム策定事業の状況 ※政令・中核市除く</p> <table border="1" data-bbox="1246 1102 2122 1249"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H 2 8</th> <th>H 2 9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施市町数</td> <td></td> <td>24 市町</td> <td>24 市町</td> </tr> <tr> <td>策定件数</td> <td></td> <td>531 件</td> <td>454 件</td> </tr> </tbody> </table>			H 2 8	H 2 9	実施市町数		24 市町	24 市町	策定件数		531 件	454 件																		
		H 2 8	H 2 9																												
実施市町数		24 市町	24 市町																												
策定件数		531 件	454 件																												
【職業訓練等の実施・促進】																															
<p>②就業支援講習会の実施 (P.10～P.11)</p> <p>・社会情勢の変化なども踏まえ、ニーズが高い、より就業に結びつきやすい就業支援講習会の実施に努める。</p>	<p>・ひとり親家庭の親等に対して、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための就業支援講習会を開催した。</p> <p>■母子家庭等就業・自立支援センター事業（就業支援講習会）の状況 ※政令・中核市除く</p> <table border="1" data-bbox="1246 1438 2122 1627"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H 2 8</th> <th>H 2 9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受講者数</td> <td></td> <td>92 人</td> <td>103 人</td> </tr> <tr> <td>就職者数</td> <td></td> <td>81 人</td> <td>94 人</td> </tr> <tr> <td>就業率</td> <td></td> <td>88.0%</td> <td>91.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※講習会の主な実施内容：介護職員初任者研修・パソコン・簿記 3 級・看護師試験受験対策講座</p>			H 2 8	H 2 9	受講者数		92 人	103 人	就職者数		81 人	94 人	就業率		88.0%	91.3%														
		H 2 8	H 2 9																												
受講者数		92 人	103 人																												
就職者数		81 人	94 人																												
就業率		88.0%	91.3%																												

目標・実施計画等	具体的な取組み・実施状況等(平成 29 年度)																	
<p>③母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業等の実施 (P.11～P.12)</p> <p>・ひとり親家庭の親の学び直しの支援を視野に、正規雇用等安定した条件での就業につなげるため、一般市（福祉事務所を有する市町）において、母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業や高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施を働きかける。</p>	<p>・ひとり親家庭の親が対象となる教育訓練を修了した場合、経費の 60%を給付金として支給し、能力開発の取組みを支援した。また、ひとり親家庭の親等が資格取得のため養成機関で修業する場合、その期間中について高等職業訓練促進給付金を支給することにより、生活の負担軽減を図り、資格取得を容易にするよう努めた。</p> <p>■各事業の実施状況 ※政令・中核市除く</p> <table border="1" data-bbox="1249 407 2878 596"> <thead> <tr> <th></th> <th>H 2 8</th> <th>H 2 9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自立支援教育訓練給付金事業</td> <td>28 市町（給付件数：37 件）</td> <td>28 市町（給付件数：85 件）</td> </tr> <tr> <td>高等職業訓練促進給付金事業</td> <td>28 市町（給付件数：278 件）</td> <td>28 市町（給付件数：280 件）</td> </tr> <tr> <td>高等学校卒業程度認定試験合格支援事業</td> <td>12 市</td> <td>13 市</td> </tr> </tbody> </table>				H 2 8	H 2 9	自立支援教育訓練給付金事業	28 市町（給付件数：37 件）	28 市町（給付件数：85 件）	高等職業訓練促進給付金事業	28 市町（給付件数：278 件）	28 市町（給付件数：280 件）	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	12 市	13 市			
	H 2 8	H 2 9																
自立支援教育訓練給付金事業	28 市町（給付件数：37 件）	28 市町（給付件数：85 件）																
高等職業訓練促進給付金事業	28 市町（給付件数：278 件）	28 市町（給付件数：280 件）																
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	12 市	13 市																
【就業機会創出のための支援】																		
<p>④公務労働分野におけるひとり親家庭の親等の非常勤職員での雇用に向けた取組み (P.15)</p> <p>・大阪府の公務労働分野での非常勤職員の雇用を推進するとともに、雇用期間満了後の就労支援について、母子家庭等就業・自立支援センターと連携しながら、きめ細かなフォローアップや企業開拓に努め、また、各市町村における非常勤職員の雇用を働きかける。</p>	<p>・母子家庭等就業・自立支援センターを通じて、府の非常勤職員等の就労斡旋を行い、母子家庭の母の雇用を推進した。</p> <p>■府の非常勤職員への母子家庭の母の雇用の状況</p> <table border="1" data-bbox="1249 814 2223 909"> <thead> <tr> <th></th> <th>H 2 8</th> <th>H 2 9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雇用人数</td> <td>45 名</td> <td>34 名</td> </tr> </tbody> </table>				H 2 8	H 2 9	雇用人数	45 名	34 名									
	H 2 8	H 2 9																
雇用人数	45 名	34 名																
基本目標 2：子育てをはじめとした生活面への支援																		
<p>④ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施やファミリー・サポート・センター事業の活用 (P.18～P.19)</p> <p>・日常生活支援事業を担う家庭生活支援員の確保に努めるとともに、ひとり親家庭等の自立や生活の安定に向けた制度利用の促進に努める。</p> <p>・ひとり親家庭に対し、ファミリー・サポート・センター事業の活用を推進する。</p>	<p>・ひとり親家庭等が修学や疾病等により、一時的に家事、育児などの日常生活に支障が生じた場合等に、家庭生活支援員を居宅等に派遣するなどにより、家事、介護、保育サービス等を行った。</p> <p>■事業の実施状況 ※政令・中核市除く</p> <table border="1" data-bbox="1249 1157 2223 1346"> <thead> <tr> <th></th> <th>H 2 8</th> <th>H 2 9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>派遣延べ回数</td> <td>787 回</td> <td>629 回</td> </tr> <tr> <td>派遣時間数</td> <td>1,559 時間</td> <td>1,042 時間</td> </tr> <tr> <td>実施市町数</td> <td>10 市町</td> <td>9 市町</td> </tr> </tbody> </table>				H 2 8	H 2 9	派遣延べ回数	787 回	629 回	派遣時間数	1,559 時間	1,042 時間	実施市町数	10 市町	9 市町			
	H 2 8	H 2 9																
派遣延べ回数	787 回	629 回																
派遣時間数	1,559 時間	1,042 時間																
実施市町数	10 市町	9 市町																
<p>⑦公営住宅における優先入居の推進等 (P.20～P.23)</p> <p>・真に住宅に困窮する府民の居住の安定の確保を図るため、府営住宅の入居者募集においては、ひとり親世帯や高齢者、障がい者等を対象とした福祉世帯向け募集枠による優先入居を引き続き実施する。</p> <p>・ひとり親家庭などの住宅困窮者等が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、市町村や宅地建物取引業者等と連携し、入居を拒まない民間賃貸住宅等の登録、ホームページ等を通じて情報提供を行う、大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度を推進していきます。</p>	<p>・府営住宅において、募集戸数の概ね 6 割を福祉世帯向け募集として実施した。</p> <p>・子育て世帯等が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、市町村や宅地建物取引業者等と連携し、入居を拒まない民間賃貸住宅等の登録、ホームページ等を通じて情報提供を実施した。</p> <p>■府営住宅におけるひとり親世帯の入居状況 ※大阪市・豊能町・能勢町・太子町・河南町・千早赤阪村を除く</p> <table border="1" data-bbox="1249 1583 2276 1730"> <thead> <tr> <th></th> <th>H 2 8</th> <th>H 2 9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入居ひとり親世帯数 (全世帯数に占めるひとり親世帯の割合)</td> <td>9,762 世帯 (9.2%)</td> <td>9,276 世帯 (9.0%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>■大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度 ※政令・中核市含む</p> <table border="1" data-bbox="1249 1818 2276 1965"> <thead> <tr> <th></th> <th>H 2 8</th> <th>H 2 9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協力店登録件数</td> <td>513 件</td> <td>540 件</td> </tr> <tr> <td>あんしん賃貸住宅の登録戸数</td> <td>8,222 戸</td> <td>8,304 戸</td> </tr> </tbody> </table>				H 2 8	H 2 9	入居ひとり親世帯数 (全世帯数に占めるひとり親世帯の割合)	9,762 世帯 (9.2%)	9,276 世帯 (9.0%)		H 2 8	H 2 9	協力店登録件数	513 件	540 件	あんしん賃貸住宅の登録戸数	8,222 戸	8,304 戸
	H 2 8	H 2 9																
入居ひとり親世帯数 (全世帯数に占めるひとり親世帯の割合)	9,762 世帯 (9.2%)	9,276 世帯 (9.0%)																
	H 2 8	H 2 9																
協力店登録件数	513 件	540 件																
あんしん賃貸住宅の登録戸数	8,222 戸	8,304 戸																

目標・実施計画等	具体的な取組み・実施状況等(平成 29 年度)																		
基本目標 3 : 養育費の確保・面会交流支援																			
<p>①養育費相談支援センター事業の推進 (P.24)</p> <p>・国の養育費相談支援センター等との連携や情報提供体制を充実するなどにより、母子・父子自立支援員等相談担当者の知識・技能の向上を図るとともに、「何もしていない」方（養育費の取り決めをしたが、取り決めが一部あるいは全く守られていないことに対する行動として、「何もしていない」と回答した方）へのアプローチを促進し、養育費の受給率向上に努める。</p>	<p>・ひとり親家庭の親等の生活の安定と児童の福祉を増進するため、国の養育費相談支援センターや市町村等と連携を図りつつ、養育費の取り決めなどに関する専門知識を有する相談員等による相談体制の整備を行い、養育費の受給率の向上等を図るため、母子家庭等就業・自立支援センター事業において、養育費相談を実施した。</p> <p>■母子家庭等就業・自立支援センター事業における養育費相談の状況 ※政令・中核市除く</p> <table border="1" data-bbox="1249 464 2279 558"> <thead> <tr> <th></th> <th>H 2 8</th> <th>H 2 9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>149 件</td> <td>107 件</td> </tr> </tbody> </table>		H 2 8	H 2 9	相談件数	149 件	107 件												
	H 2 8	H 2 9																	
相談件数	149 件	107 件																	
<p>③面会交流に向けた支援 (P.25)</p> <p>・平成 24 年の民法改正により規定された「面会交流」は、子どもの成長にとって重要なものであり、これをスムーズ、かつ、継続的に行うことができるよう、適切な助言や情報提供等支援を行う相談体制の整備を進める。</p>	<p>・面会交流のスムーズな実施につながるよう、適切な助言や情報提供等の支援を行う相談体制の整備を進めている。</p> <p>■母子家庭等就業・自立支援センター事業における面会交流に係る相談状況 ※政令・中核市除く</p> <table border="1" data-bbox="1249 758 2279 852"> <thead> <tr> <th></th> <th>H 2 8</th> <th>H 2 9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>17 件</td> <td>13 件</td> </tr> </tbody> </table>		H 2 8	H 2 9	相談件数	17 件	13 件												
	H 2 8	H 2 9																	
相談件数	17 件	13 件																	
基本目標 4 : 経済的支援																			
<p>①母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の適正な貸付事業の実施 (P.26)</p> <p>・父子家庭にも対象が拡大されたことに伴い、一般市（福祉事務所を有する市町）との連携により、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の周知及び適正かつ円滑な貸付業務に努める。</p> <p>・母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業や奨学金事業など他制度との連携も図りつつ、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の適正な貸付事業に努める。</p>	<p>・ひとり親家庭の親や寡婦の生活の安定と自立を図るため、母子・父子・寡婦福祉資金として、ひとり親家庭の親や寡婦の就労・自立に向けた資金や生活に関する資金、子の修学等のための資金など、資金用途に応じて 12 種類の資金の貸付けを行った。</p> <p>■貸付けの状況 ※政令・中核市除く</p> <table border="1" data-bbox="1249 1157 2279 1304"> <thead> <tr> <th></th> <th>H 2 8</th> <th>H 2 9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付件数</td> <td>693 件</td> <td>695 件</td> </tr> <tr> <td>貸付金額</td> <td>420,109 千円</td> <td>456,449 千円</td> </tr> </tbody> </table>		H 2 8	H 2 9	貸付件数	693 件	695 件	貸付金額	420,109 千円	456,449 千円									
	H 2 8	H 2 9																	
貸付件数	693 件	695 件																	
貸付金額	420,109 千円	456,449 千円																	
<p>③ひとり親家庭医療費助成等の実施 (P.27)</p> <p>・ひとり親家庭や乳幼児に係る医療費の自己負担相当額の一部を助成することにより、経済的負担の軽減と健康の保持増進を図る。</p>	<p>・ひとり親家庭の親等並びに子にかかる医療費の一部を助成した。また、乳幼児に係る医療費の一部を助成した。</p> <p>■ひとり親家庭医療費助成の状況 ※政令・中核市含む</p> <table border="1" data-bbox="1249 1514 2279 1661"> <thead> <tr> <th></th> <th>H 2 8</th> <th>H 2 9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数</td> <td>192,309 人</td> <td>187,833 人</td> </tr> <tr> <td>事業費総額（医療費補助金）</td> <td>5,951 百万円</td> <td>5,820 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>■乳幼児医療費助成の状況 ※政令・中核市含む</p> <table border="1" data-bbox="1249 1745 2279 1892"> <thead> <tr> <th></th> <th>H 2 8</th> <th>H 2 9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数</td> <td>222,614 人</td> <td>212,812 人</td> </tr> <tr> <td>事業費総額（医療費補助金）</td> <td>6,062 百万円</td> <td>5,730 百万円</td> </tr> </tbody> </table>		H 2 8	H 2 9	対象者数	192,309 人	187,833 人	事業費総額（医療費補助金）	5,951 百万円	5,820 百万円		H 2 8	H 2 9	対象者数	222,614 人	212,812 人	事業費総額（医療費補助金）	6,062 百万円	5,730 百万円
	H 2 8	H 2 9																	
対象者数	192,309 人	187,833 人																	
事業費総額（医療費補助金）	5,951 百万円	5,820 百万円																	
	H 2 8	H 2 9																	
対象者数	222,614 人	212,812 人																	
事業費総額（医療費補助金）	6,062 百万円	5,730 百万円																	

目標・実施計画等	具体的な取組み・実施状況等(平成 29 年度)																														
基本目標 5 : 相談機能の充実																															
<p>①母子・父子自立支援員等による相談事業の実施 (P.28～P.29)</p> <p>・母子・父子自立支援員による相談事業をはじめ、地域における支援の担い手となる関係者と連携を図り、プライバシーの保護に配慮しつつ、きめ細かな相談対応を行い、問題解決に必要なかつ適切な支援や情報提供などを行う。</p> <p>・就業や養育費の確保など、生活基盤の安定を図るための各種支援を行うため、職業紹介機関や法律相談機関等と一層密に連携していく。</p> <p>・相談の最前線に立つ母子・父子自立支援員の生活支援や就業支援の相談等の強化を図るため、ニーズにマッチしたさまざまな事例やロールプレイ形式によるきめ細かな研修を実施するとともに、ブロック会議の場等を通じて必要な情報提供を行うなど、相談機能の充実強化を図る。</p>	<p>・母子・父子自立支援員が母子家庭の母等の生活安定、自立のためのさまざまな相談に応じた。また、大阪府母子・父子福祉センターでは、ひとり親家庭の親等を対象に、電話や面接による相談（ピアカウンセリング）を実施した。</p> <p>・市町等に配置されている母子・父子自立支援員のスキルアップを図るため、研修会を通じて、相互に「顔の見える関係」づくりができるよう推進した。</p> <p>■母子・父子自立支援員による相談の状況 ※政令・中核市除く</p> <table border="1" data-bbox="1249 457 2027 695"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H 2 8</th> <th>H 2 9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">相談件数</td> <td>11,604 件</td> <td>11,200 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">うち 主な内容</td> <td>就労</td> <td>2,737 件</td> <td>2,892 件</td> </tr> <tr> <td>母子父子寡婦福祉 資金貸付</td> <td>3,152 件</td> <td>2,803 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>■大阪府母子・父子福祉センターによる相談の状況 ※政令・中核市除く</p> <table border="1" data-bbox="2065 457 2878 695"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H 2 8</th> <th>H 2 9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">相談件数</td> <td>1,785 件</td> <td>1,890 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">うち 主な内容</td> <td>生活全般</td> <td>197 件</td> <td>169 件</td> </tr> <tr> <td>離婚前・後 の法律</td> <td>258 件</td> <td>190 件</td> </tr> </tbody> </table>			H 2 8	H 2 9	相談件数		11,604 件	11,200 件	うち 主な内容	就労	2,737 件	2,892 件	母子父子寡婦福祉 資金貸付	3,152 件	2,803 件			H 2 8	H 2 9	相談件数		1,785 件	1,890 件	うち 主な内容	生活全般	197 件	169 件	離婚前・後 の法律	258 件	190 件
		H 2 8	H 2 9																												
相談件数		11,604 件	11,200 件																												
うち 主な内容	就労	2,737 件	2,892 件																												
	母子父子寡婦福祉 資金貸付	3,152 件	2,803 件																												
		H 2 8	H 2 9																												
相談件数		1,785 件	1,890 件																												
うち 主な内容	生活全般	197 件	169 件																												
	離婚前・後 の法律	258 件	190 件																												
<p>②土日・夜間相談事業の実施 (P.29～P.30)</p> <p>・相談を必要とされている方にとって比較利用しやすい本相談事業の周知を図り、必要な支援や情報提供に努める。</p>	<p>・ひとり親家庭等が抱える悩みや自立を支援するため、公的機関と連絡がとりにくい時間帯に相談に応じ、必要な助言・指導を行うとともに、各種の行政支援策等の情報提供等を実施した。</p> <p>■土日・夜間電話相談の状況 ※政令・中核市除く</p> <table border="1" data-bbox="1249 947 2169 1041"> <thead> <tr> <th></th> <th>H 2 8</th> <th>H 2 9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>37 件</td> <td>50 件</td> </tr> </tbody> </table>		H 2 8	H 2 9	相談件数	37 件	50 件																								
	H 2 8	H 2 9																													
相談件数	37 件	50 件																													
<p>⑤⑥母子父子福祉推進委員、府・市町村担当課による情報提供等の充実 (P.31～P.32)</p> <p>・大阪府内（政令市・中核市を除く）の公立小学校区ごとに概ね 1 名の母子父子福祉推進委員を配置し、ひとり親家庭等からの相談に応じるとともに、適切な情報提供や情報発信が行えるよう、母子父子福祉推進委員の知識、技能の向上を目的とした研修を行う。</p> <p>・府や市町村において、より分かりやすいひとり親施策のパンフレット等を作成し、ひとり親家庭等に対し、相談窓口や制度等の周知を図り、その活用を促進する。</p>	<p>・大阪府内（政令市・中核市を除く）の公立小学校区ごとに概ね 1 名の母子父子福祉推進委員を配置し、ひとり親家庭の親等からの相談に応じるとともに、適切な情報提供、情報発信が行えるよう、推進委員の知識、技能の向上を目的とした研修会を行った。</p> <p>・大阪府母子・父子福祉センターのホームページの携帯サイトを開設するなど利便性の向上に努めるとともに、府等が実施するひとり親家庭等に対する事業 P R 冊子を約 17,000 部作成し、市町村や子ども家庭センター等関係機関へ配布した。</p> <p>■母子父子福祉推進委員による相談の状況 ※政令・中核市除く</p> <table border="1" data-bbox="1249 1335 2169 1572"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H 2 8</th> <th>H 2 9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">相談件数</td> <td>7,829 件</td> <td>6,522 件</td> </tr> <tr> <td colspan="4">うち主な内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td>子どもの養育</td> <td>714 件</td> <td>763 件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>医療・健康</td> <td>721 件</td> <td>499 件</td> </tr> </tbody> </table>			H 2 8	H 2 9	相談件数		7,829 件	6,522 件	うち主な内容					子どもの養育	714 件	763 件		医療・健康	721 件	499 件										
		H 2 8	H 2 9																												
相談件数		7,829 件	6,522 件																												
うち主な内容																															
	子どもの養育	714 件	763 件																												
	医療・健康	721 件	499 件																												
基本目標 6 : 人権尊重の社会づくり																															
<p>①人権啓発に関する施策の推進 (P.34)</p> <p>・結婚や離婚、未婚に対する固定的な価値観や先入観からの偏見や差別の解消に向けた啓発に取り組む。</p>	<p>・公正採用選考人権啓発推進員に対する研修会等を通じて、ひとり親家庭等に関する人権教育・啓発を行った。</p> <p>■新任・基礎研修会の実施状況</p> <table border="1" data-bbox="1249 1787 2169 1923"> <thead> <tr> <th></th> <th>H 2 8</th> <th>H 2 9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数</td> <td>10 回</td> <td>12 回</td> </tr> <tr> <td>修了者数</td> <td>996 人</td> <td>1,005 人</td> </tr> </tbody> </table>		H 2 8	H 2 9	実施回数	10 回	12 回	修了者数	996 人	1,005 人																					
	H 2 8	H 2 9																													
実施回数	10 回	12 回																													
修了者数	996 人	1,005 人																													